

令和6年11月6日
九州市長会防災部会事務局
(福岡市市民局防災企画課)

市政記者 各位

令和6年度「九州市長会防災部会における即応支援訓練」の実施について

九州市長会（会長：熊本市長）では、九州の各市が一体となって災害に対応することを目的に「九州市長会における災害時相互支援プラン」を策定しており、11市で構成される防災部会（部会長：福岡市長）が中心となって災害時に迅速に被災地支援を行う体制を構築しています。

また、九州市長会と陸上自衛隊西部方面隊で、被災地への人員・物資輸送や施設提供、平時の訓練実施等に関して「災害等対応における相互協力協定」を締結しております。

この度、同プランの実効性向上を目的に、防災部会構成市が連携し、また、陸上自衛隊西部方面隊の協力の下、実動訓練を実施することとなりましたので、ぜひ取材いただきますようお願いいたします。

記

1 実施日時 令和6年11月13日(水) 7:30~16:00 (予定)

2 訓練想定 長崎県佐世保市で震度6強、周辺市町で震度6弱等の地震発生を想定
九州市長会における災害時相互支援プランに基づき、佐世保市に対し即応支援を実施

3 参加者 防災部会構成市（11市）、陸上自衛隊西部方面隊

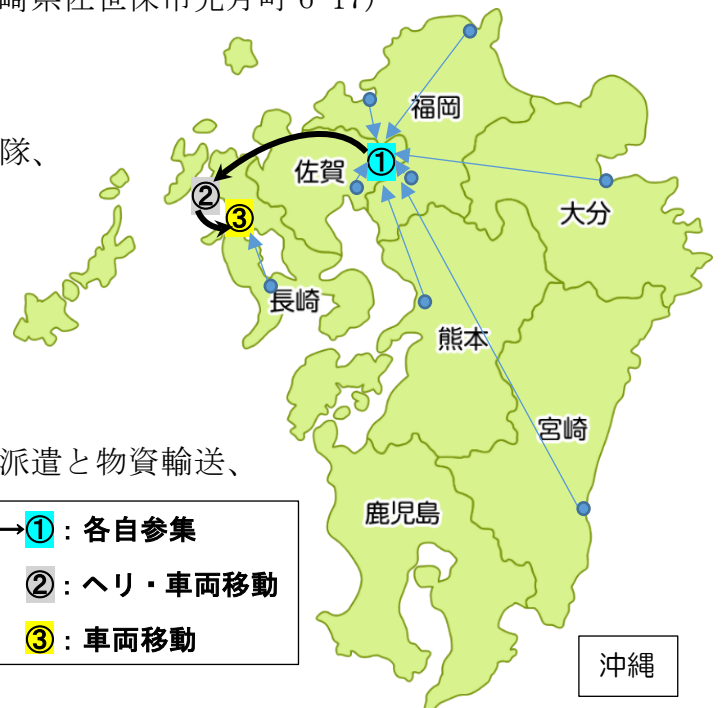
4 実施場所 ①陸上自衛隊目達原駐屯地（佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野7-1）
② 〃 相浦駐屯地（長崎県佐世保市大湊町678）
③佐世保市体育文化館（長崎県佐世保市光月町6-17）
※右下図参照

5 内 容

- 災害発生に伴うリエゾン（情報連絡員）隊、及び即応支援班を迅速に派遣するための手続き等の確認
- 交通網遮断地域への支援を想定し、陸上自衛隊のヘリ、車両を利用して被災地へ移動
- 各構成市から仮想避難所等への支援人員派遣と物資輸送、避難所の開設・運営を実施



※昨年の訓練の様子



沖縄

※訓練中、輸送ヘリへの搭乗、物資の車両搭載の様子（於：①陸上自衛隊目達原駐屯地）、輸送ヘリ着陸の様子（於：②陸上相浦駐屯地）及び物資搬入、避難所開設・運営の様子（於：③佐世保市体育文化館）が取材可能です（「7 取材について」も参照）。

6 当日のスケジュール（取材に係る部分のみ記載）

時間	内容	場所
09：30～10：00	記者受付Ⅰ（集合完了10：00）	①目達原駐屯地正門
10：05～10：30	輸送ヘリ搭乗、物資の車両積載	①目達原駐屯地内
10：20～10：50	記者受付Ⅱ（集合完了10：50）	②相浦駐屯地正門
11：00～11：15	輸送ヘリ着陸	②相浦駐屯地内
11：15～12：50	記者移動	②相浦駐屯地→③体育文化館
12：30～13：00	記者受付Ⅲ（集合完了：13：00）	③体育文化館
13：00～16：00	避難所開設・運営訓練（支援物資・人員輸送車両到着、物資搬入会場設営、避難者受付、誘導ほか）	③体育文化館

- 7 取材について ①陸上自衛隊目達原駐屯地、②相浦駐屯地での取材をご希望の報道機関は、11月8日（金）15時までに、別紙「目達原駐屯地・相浦駐屯地立入申請書」に必要事項を記入の上、メール又はFAXにて下記までご提出願います。
※佐世保市体育文化館での取材には申し込みは不要です。

8 別紙資料

- ・目達原駐屯地・相浦駐屯地立入申請書
- ・参考：九州市長会における災害時相互支援プラン
- ・参考：陸上自衛隊西部方面隊と九州市長会との災害等対応における相互協力に関する協定

※本件については、九州市長会事務局（熊本市）、佐世保市（訓練上の受援市）も同時にプレスリリースしております。

【訓練・九州市長会防災部会に関する問合せ先】

【駐屯地立入申請書提出先】

九州市長会防災部会事務局 池田、長嶋
（福岡市市民局防災企画課）

・TEL：092-711-4056（内線1727）

・FAX：092-733-5861

・Mail：kouikishien@city.fukuoka.lg.jp

九州市長会防災部会事務局 宛

目達原駐屯地・相浦駐屯地立入申請書

社名			
役職等	氏名		
連絡先	代表者氏名： 連絡先(携帯)：		
車両	無	有	車種 車番 (例：トヨタ ノア 熊本500 の 10)
取材する駐屯地 ※○を記載	目達原駐屯地 ・ 相浦駐屯地		

1 備考等

- (1) 取材を申し込まれる社は、11月8日(金)15時までに、本申請書に必要事項を記入の上、メール又はFAXにてご提出願います。
- (2) 取材当日の集合時間
- ・目達原駐屯地(佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野7-1) : 10時まで
 - ・相浦駐屯地(長崎県佐世保市大湊町678) : 10時50分まで
- ※各駐屯地、正門から入場してください。
- (3) 取材時は、各社の腕章の着用をお願いします。

2 提出先・お問合わせ先

- 九州市長会防災部会事務局(福岡市市民局防災企画課) 長嶋、大林
- ・TEL : 092-711-4056 (内線1727)
 - ・FAX : 092-733-5861
 - ・Mail : kouikishien@city.fukuoka.lg.jp

参考

九州市長会における災害時相互支援プラン

【平成29年5月11日】

【令和2年5月19日改正】

1 プランの目的

このプランは、平成28年熊本地震への対応を教訓に、災害時における相互支援の体制をさらに効果的なものとし、九州圏内の各市が連携を図り、九州市長会として一体となって被災地支援に取り組むための必要な事項について定めることを目的とする。

2 プランの適用

このプランは、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県（以下「九州内」という。）で以下の災害が発生した場合に適用する。

- ① 震度6弱以上の地震が発生したとき
- ② 震度6弱以上の地震に相当する災害が発生した場合で、九州市長会会長（以下「会長」という。）が九州市長会としての支援が必要と認めるとき

九州市長会防災部会会長（以下「部会長」という。）は、このプランが適用された場合、速やかに九州市長会防災部会本部（以下「防災部会本部」という。）を設置し、各市の市長にプランの適用を通知するとともに、被災地の状況を把握する。

3 防災部会本部

- ① 防災部会本部の本部長（以下「本部長」という。）は、部会長が務める。
- ② 防災部会本部は、原則として九州市長会防災部会事務局（以下「事務局」という。）に置き、事務局及び本部長市の職員により構成する。
- ③ 防災部会本部の役割は、下記のとおりとする。
 - ア 被災地情報の集約及び会長との連絡調整
 - イ 被災県、国の災害対策本部、関係省庁、九州地方知事会、全国市長会及び指定都市市長会等との連絡調整
 - ウ 九州内の各市との連絡調整
 - エ 支援先市町村の選定や即応支援班及び災害廃棄物処理支援班（以下「即応支援班等」という。）の派遣に関する調整
 - オ 報道機関等への情報提供

4 リエゾン（情報連絡員）隊の派遣

このプランが適用された場合、速やかにリエゾン隊を被災県庁等へ派遣する。
リエゾン隊の役割については、被災地の情報収集及び関係機関との連絡調整とする。

5 支援の決定

九州市長会による即応支援班等を派遣する市（以下「即応支援班等派遣市」という。）及び派遣先市町村については、被災県庁等に派遣したリエゾン隊等からの報告をもとに、本部長が即応支援班等派遣市の市長と調整を行い、決定する。

6 即応支援班等の派遣

- ① 本部長は、九州市長会構成市全市に即応支援班等派遣の決定内容を報告するとともに、即応支援班等派遣市に対して即応支援班等の派遣を要請する。
- ② 即応支援班等の支援内容は、下記のとおりとする。
 - ア 即応支援班の支援内容は、物資搬送を中心とした避難所支援、被災地の情報収集とする。
 - イ 災害廃棄物処理支援班の支援内容は、仮置場の設置・運営などの災害廃棄物処理に関するマネジメント支援等とする。
- ③ 派遣する即応支援班等の班数については、災害規模に応じて本部長が決定する。
- ④ 即応支援班等は、被災地の状況等について防災部会本部に報告するものとする。

7 広域支援への移行

九州地方知事会や指定都市市長会等による広域支援の本格化に伴い、本部長は九州地方知事会会長や指定都市市長会会長等と調整し、各市においては九州地方知事会や指定都市市長会等の支援の枠組みの中で、円滑な支援の実施に努めるものとする。

8 防災部会本部の解散

被災地の復旧状況や他の広域的な支援の状況に応じ、会長は本部長と協議の上、当該本部の解散を決定し、本部長は各市の市長に通知する。なお、当該決定後に各市が独自の支援を継続することを妨げない。

9 事務局が被災した場合の対応

部会長は、事務局が被災し、事務局に防災部会本部の設置ができない場合は、会長に報告するものとする。会長は、部会長と協議の上、防災部会構成市の中から事務局に代わって防災部会本部を設置する市を決定するものとする。なお、その際の本部長は防災部会本部設置市の市長が務めるものとする。

10 他の災害支援の枠組みとの関係

- ① このプランに基づく支援に当たっては、国の広域支援や九州地方知事会及び指定都市市長会等の支援の枠組みと積極的かつ柔軟に連携・協力しながら行うものとする。
- ② このプランは、各市の定める個別の災害時の応援協定等による各市の支援の実施を妨げない。

11 経費負担

各市が被災市町村に対して実施した支援の経費の負担は、法令の定めによるほか、派遣

される職員の人件費を除き、原則として被災市町村の負担とし、支援市と支援先市町村との協議により定めるものとする。ただし、4の規定によるリエゾン隊の旅費は、九州市長会の負担とする。

12 公務災害補償

- ① このプランに基づき各市から派遣された職員が、公務上負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合における公務災害補償については、派遣した市が行う。通勤にかかる災害についても同様とする。
- ② このプランに基づき各市から派遣された職員が、公務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が公務中に生じたものについては、派遣した市が賠償する。

13 平時からの連携強化

- ① 各市は、あらかじめこのプランの実施に関する連絡担当部局を定め、事務局に報告するものとする。連絡担当部局を変更したときも同様とする。
- ② 事務局は、前項による報告を受けた場合は、その状況をとりまとめ、速やかに各市に通知するものとする。
- ③ 事務局は、九州市長会構成市の備蓄リストを集約するものとする。
- ④ 事務局は、このプランによる支援の実効性を高めるため、平時から九州地方知事会、指定都市市長会等と情報交換や必要な調整を行うなど、連携関係の構築に努めるものとする。

14 研修、訓練等の実施及び受援計画策定の推進

九州市長会は、発災時におけるこのプランによる円滑な支援を確保するため、必要に応じて研修や情報伝達訓練等を実施するとともに、各市における受援計画の策定など発災時における支援の円滑な受入れに資する取組の促進に努めるものとする。

15 委任

このプランの実施に関し必要な事項でプランに定めのない事項については、部会長が別に定める。

陸上自衛隊西部方面隊と九州市長会との
災害等対応における相互協力に関する協定

陸上自衛隊西部方面隊

九 州 市 長 会

陸上自衛隊西部方面隊（以下「甲」という。）と九州市長会（以下「乙」という。）は、次のとおり相互協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害等が発生した場合において、甲及び乙が相互に協力して迅速、かつ円滑な対応に資することを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定するものをいう。
- (2) 「施設等」とは、乙の構成市の公有財産である施設及び土地をいう。
- (3) 「被災地支援」とは、乙が被災市町村に対して行う活動（職員の派遣、生活必需品等の提供、避難施設及び住宅の提供、緊急輸送路及び輸送手段の確保、医療支援、物資集配拠点の確保、災害廃棄物の処理支援並びにその他の必要な活動）をいう。
- (4) 「訓練等」とは、本協定に定めた内容が円滑に行い得ることを確認するとともに、実効性を向上させるために実施する活動をいう。

（適用条件）

第3条 災害の発生に伴い、乙の構成市の所在する県が甲に対して自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条第1項に基づく災害派遣の要請をし、甲がこれを受理したときに本協定を適用する。

2 前項のほか、甲及び乙の協議により相互に協力する必要があると認められる場合に本協定を適用する。

（被災地支援の輸送に関する協力）

第4条 甲は、乙が行う被災地支援のうち、職員の派遣、生活必需品等の提供及び医療支援に関し、乙から輸送について要請があった場合は、これに協力する。ただし、甲が行う活動に支障がない範囲とする。

2 前項の輸送要請は、自衛隊以外に代替となる輸送手段の確保が難しい場合に行うことを基本とする。

（施設等の利用に関する協力）

第5条 乙の構成市は、第1条に規定する目的のため、甲から施設等の利用について要請があった場合は、これに協力する。ただし、乙の構成市が行う活動に支障がない範囲とする。

2 甲が施設等を利用する期間は、撤収までの間とし、撤収の際は、甲は原状回復を行う。

(連携強化の取組)

第6条 甲及び乙は、前2条の実効性向上のため、平素からそれぞれが実施する訓練等への相互協力に努めるとともに、必要な検討や調整等を通じて、連携の強化を図る。

2 訓練等について、甲及び乙それぞれに発生した費用については、原則として、それぞれが自ら負担する。

(情報管理)

第7条 甲及び乙は、第1条に規定する目的のため、必要に応じ双方が保有する情報を共有する。ただし、本協定に基づき知り得た情報については、公知の情報を除き、第1条に規定する目的以外に利用してはならない。

(賠償責任)

第8条 甲及び乙は、故意又は過失により相手方に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償する責任を負う。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、締結日から1年間とする。なお、期間満了の日から1ヶ月前までに甲及び乙が協議して双方異議のない場合は、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を存続するものとし、以後、期間満了のときも同様とする。

(対応窓口)

第10条 本協定の履行に関する対応窓口は、次に定めるとおりとし、甲及び乙それぞれが、事前に事務担当者名簿を作成して共有する。

甲：陸上自衛隊西部方面隊 西部方面総監部装備部

乙：九州市長会 防災部会事務局

(雑則)

第11条 本協定の締結を証するため、甲及び乙それぞれが署名のうえ、各1通を保管する。

2 本協定について定めのない事項又は疑義が生じた際は、その都度、甲及び乙の間で協議して定める。

令和4年11月7日

甲 陸上自衛隊 西部方面隊
西部方面総監 陸将 竹本 竜司

乙 九州市長会
会長 長崎市長 田上 富久